

北名古屋市行政境界確認事務取扱要領

(趣旨)

第1条 北名古屋市と隣接する市町との境界（以下「行政境界」という。）の確認は、法令に別段の定めがあるもののほか、この要領の定めるところによる。

(行政境界の確認依頼)

第2条 行政境界の確認を申請しようとする者又はその代理人（以下「申請者等」という。）は、行政境界確認申請書（様式第1）に必要事項を記載し、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 申請地及び隣接土地の公図の写し
- (3) 申請地及び隣接土地の登記事項証明書の写し
- (4) 申請地及び隣接土地の法務局提出済地積測量図の写し
- (5) 現況実測図
- (6) 委任状（様式第2。代理人による申請の場合に限る。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(立会いによる行政境界の確認)

第3条 市長は、前条の申請書を受理したときは、担当職員を現地に派遣し、隣接市町の担当職員、測量士及び当該行政境界について利害関係を有する全ての者（以下「利害関係人」という。）の立会いの下、提出された書類に基づき境界を確認する。この場合において、やむを得ない理由により立ち会うことのできない利害関係人は、確認後の行政境界について承認したものとみなす。

(確認結果の提出)

第4条 申請者等は、行政境界の立会いによる確認が終了したときは、確定測量図及び利害関係人全員の承諾書に境界杭の写真を添えて、市長に提出しなければならない。

(確認結果の承認)

第5条 申請者等は、当該行政境界について北名古屋市が確認済みであることの承認が必要な場合は、行政境界承認願書（様式第3）に必要事項を記載し、前条に規定する提出書類を添えたものを2部、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の承認願書を受理したときは、速やかに承認するものとし、1部を申請者等に交付し、1部を北名古屋市で保管するものとする。

(費用)

第6条 行政境界の確認に伴う土地の測量等の費用は、申請者等の負担とする。

(雑則)

第7条 行政境界の確認依頼等に当たり、必要な事項を網羅している場合は、本要領に定める様式によらないことができる。

2 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年9月1日から施行する。

様式第1（第2条関係）

年 月 日

（宛先）北名古屋市長

申請者	住所
	氏名
	電話番号
代理人	住所
	氏名
	電話番号

行政境界確認申請書

下記のとおり行政境界を確定したいので、立ち会いをお願いします。

記

1 確認を必要とする土地

2 申請理由（いずれかに○をつけること。）

- (1) 行政境界の確定のため
- (2) その他（ ）

3 添付書類

- (1) 位置図
- (2) 申請地及び隣接土地の公図の写し
- (3) 申請地及び隣接土地の登記事項証明書の写し
- (4) 申請地及び隣接土地の法務局提出済地積測量図の写し
- (5) 現況実測図
- (6) 委任状（様式第2）（代理人による申請の場合に限る。）
- (7) その他必要とする書類（ ）

※ 行政境界確認後速やかに測量図（確定図）、境界杭の写真等を提出します。

様式第 2（第 2 条関係）

委任状

私は、
を代理人と定め下記の行為を委任する。

記

1 土地の所在

2 上記土地の行政境界確定に関する委任の範囲は次のとおりです。

- (1) 申請に要する図書及び資料の作成並びに提出に関すること。
- (2) 現地協議に立会いをして協議に応じ、これに同意し、又は同意を与えないこと。
- (3) 境界確定の通知の受領に至るまでの事務
- (4) その他（ ）

年 月 日

住所
氏名

様式第 3 （第 5 条関係）

年 月 日

（宛先）北名古屋市長

申請者	住所 氏名 電話番号
代理人	住所 氏名 電話番号

行政境界承認願書

下記の土地と接する行政境界は、別紙測量図（確定図）の位置に相違ないことを承認願います。

記

土地の表示

上記のとおり相違ないことを承認します。

年 月 日

北名古屋市長

